

憲法を考える市民の集い

～ 集団的自衛権と平和について考えてみませんか～

■ 基調報告

・永尾廣久氏（日弁連憲法問題対策本部副委員長）

「集団的自衛権問題に関する日弁連の取組」

■ 講演

・浜矩子氏（同志社大学大学院教授）

「正義と平和が会える時 集団的不戦の誓いを目指して」

浜氏は、国際経済学を専門とされ、マスコミにおいて、マクロ経済問題に関するコメンテーターとして活動されています。

世界経済に関する深い洞察に基づいて、平和な国際関係を築いていくにはどうしたらよいのかという視点で講演していただきます。

□日時 2015年

4月18日（土） 13：30（開場 12：30）～15：30

□場所 鹿児島市中央公民館

（鹿児島市山下町5-9・☎099-224-4528）

*** 入場無料**

●主 催／鹿児島県弁護士会

●共 催／日本弁護士連合会

九州弁護士会連合会

●問合せ先／鹿児島県弁護士会 ☎099-226-3765

安倍内閣は、2014年7月1日、多くの国民の反対を押し切って従来の憲法解釈を変更し、集団的自衛権の行使等を可能とする閣議決定を強行しました。5月の通常国会に自衛隊法などの関連法令の改正案を提出予定であると報道されています。

そもそも集団的自衛権は、憲法第9条によって行使を禁じられており、政府自身、その解釈を長年にわたり堅持してきました。集団的自衛権の行使容認は、我が国が武力行使をなしうる範囲を拡張することを意味し、他国との関係において、緊張を高め、平和的な対話を阻害しかねません。

鹿児島県弁護士会では、市民の皆さんとともに、日本国憲法について、いろいろな視点から考えてみようということで、これまで4度にわたり「憲法を考える市民の集い」を開催してまいりました。

今回は、集団的自衛権容認が憲法9条の平和主義に対してどのような影響を及ぼすことになるか、皆さんと共に考えてみたいと思います。

多数のご参加を心からお待ちしております。

